

○国家公安委員会告示第十四号

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）の規定に基づき、同令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を次のように定める。

令和三年四月八日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
 - イ 長さ 百四十センチメートル
 - ロ 幅 八十センチメートル
 - ハ 高さ 百四十センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 原動機として、電動機を用いること。

ロ 十五キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

ハ 運転者席は、立席であること。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件

(令和二年国家公安委員会告示第四十三号)は、廃止する。